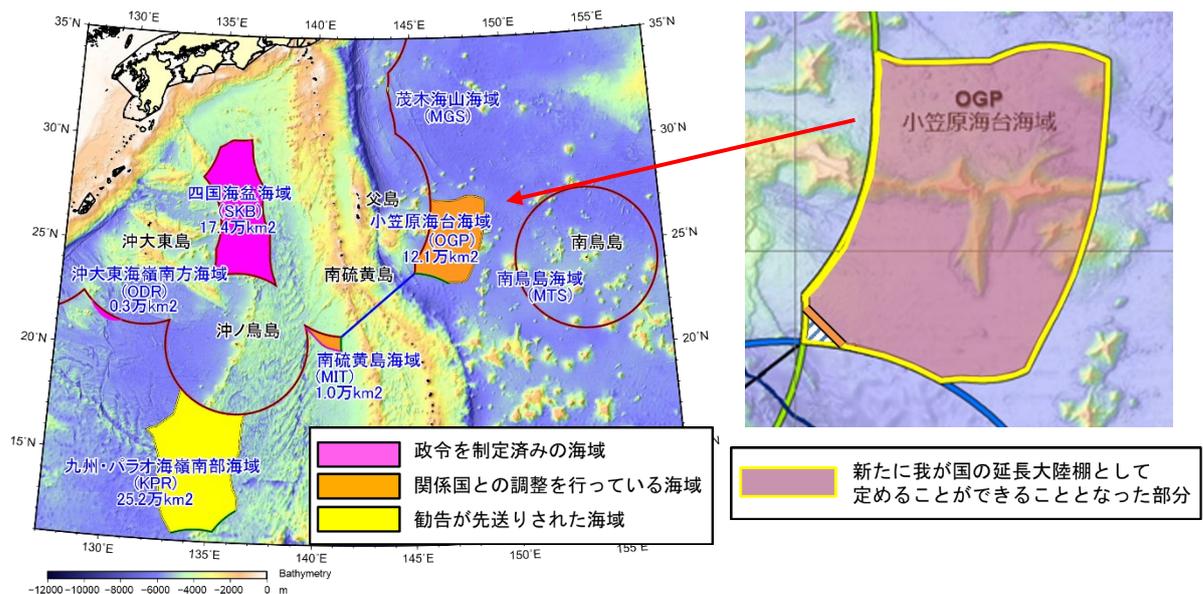


## 「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」に関する進捗について (報告)

- 我が国は、自国の延長大陸棚について、「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」（平成 26 年 7 月 4 日総合海洋政策本部決定）に基づき、関係国である米国との間で調整を行ってきた。
- 今般、米国との調整が進捗し、小笠原海台海域の大部分を我が国の延長大陸棚として定めることができることとなった（下図参照）。
- これを踏まえ、上記取組方針に基づき、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成 8 年法律第 74 号）第 2 条第 2 号に基づく政令の制定に速やかに着手する。  
※政令制定により、沿岸国として延長大陸棚における天然資源の探査等の主権的権利等を行行使することが、我が国の国内法上可能となる。



【参考】「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」（平成 26 年 7 月 4 日総合海洋政策本部決定）

- (1) 四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域については、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
- (2) 小笠原海台海域及び南硫黄島海域については、関係国との間における必要な調整に着手し、当該調整を終了後、法第 2 条第 2 号に基づく政令の制定に速やかに着手する。
- (3) 九州・パラオ海嶺南部海域については、「大陸棚の限界に関する委員会」により早期に勧告が行われるよう努力を継続する。